

○かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会運営要領の運用基準

平成31年4月1日

告示第21号

改正 令和4年12月15日告示第36号

(目的)

第1条 この運用基準は、かずさ水道広域連合企業団建設工事等指名業者選定審査会運営要領
(以下「運営要領」という。)に基づく指名業者の選定を、よりの確に行うために必要な事項
を定めるものとする。

(受注機会の均等化)

第2条 指名業者の選定を行う当該年度及び過去の指名状況を勘案し、指名が特定の有資格者に
偏らないよう配慮すること。

(準市内業者の選定)

第3条 運営要領第4条第2項に規定する準市内業者の選定は、市内業者を第一に選定対象とし
て検討した場合、運営要領第6条に規定する選定業者数に不足が生じる場合などに、準市内業
者を第二に選定対象として検討するものとする。

(指名業者選定の留意事項)

第4条 運営要領第5条に規定する指名業者選定の留意事項について、別表に掲げる詳細事項に
ついて留意するものとする。

附 則

この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年1月1日から施行する。

別表

留意事項	詳細
(1) 経営及び信用の 状況	手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止並びに 会社更生法及び民事再生法の適用申請等の事実があり、客観的に経営 状況が著しく不健全であると判断される場合は、指名しないこと。 ただし、更正手続きの開始決定又は更正計画の認可等があった場合

	は、当該開始決定又は認可等があった後の経営状況を総合的に勘案すること。
(2) 建設工事等の成績	かずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）発注の建設工事等の成績評定又は履行実績等が優良であるかどうかを総合的に勘案し、特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
(3) 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は、指名しないこと。 (1) 建設工事の請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状況が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合。 ア 建設工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実であること。 イ 一括下請、下請代金の支払遅延及び特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (2) 警察当局から広域連合企業団に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として公共工事からの排除要請があり、当該状況が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合。
(4) 安全管理の状況	1 広域連合企業団発注建設工事等における安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。 2 広域連合企業団発注建設工事等について、過去2年間に死亡者の発生及び休業2か月以上の負傷者の発生がないこと等、安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
(5) 労働福祉の状況	1 賃金不払いに関する労働基準局からの通報が広域連合企業団に対してあり、当該状況が継続していることから請負者として不相当であると認められる場合は、指名しないこと。

	<p>2 労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けている等、労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。</p> <p>3 建設工事において中小企業退職金共済法第61条に定める者を使用することが予想される者にあつては、建設業退職金共済組合と退職金共済契約を締結しているかどうかを勘案すること。</p>
(6) 建設工事においては手持工事の状況	工事の手持ち状況から見て、主任技術者又は監理技術者の確保等、当該工事を施工する体制をとれるかどうかを総合的に勘案すること。
(7) 建設工事においては技術的適性度	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該建設工事と同種又は類似の工事について、相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該建設工事の施工に必要な施工管理及び品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の建設工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 当該建設工事の作業条件が、地形及び地質等自然的条件並びに周辺環境条件等特殊な場合にあつては、当該建設工事と同等と認められる作業条件化での施工実績があること。</p> <p>(4) 請負者が、下請代金の額が4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）となる下請契約を締結することが見込まれる場合は、特定建設業の許可を受けていること。</p>
(8) 建設工事においては地理的条件	当該建設工事の施工地域における工事の施工特性に精通し、工事種類及び工事規模等に応じて当該建設工事を確実に円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。